

平成31年第1回
2018日本・メキシコ学生交流プログラム事業調査特別委員会

議事日程

平成31年1月18日（金曜日）午前10時開会

- 日程第 1 開会
日程第 2 委員長挨拶
日程第 3 証人喚問 御宿町長 石田義廣氏
日程第 4 議題 （1）証人の出頭及び書類の提出について
日程第 5 閉会

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席委員（5名）

委員長	瀧口 義雄 君	副委員長	貝塚 嘉軼 君
委員	滝口 一浩 君	委員	大野 吉弘 君
委員	北村 昭彦 君		
議長	大地 達夫 君		
証人	石田 義廣 君		

欠席議員（1名）

委員 石井 芳清 君

事務局職員出席者

事務局長 吉野 信次 君 主 事 鶴岡 弓子 君

◎開会の宣告

○事務局長（吉野信次君） それでは、おはようございます。

平成31年第1回2018日本・メキシコ学生交流プログラム事業調査特別委員会を開会いたします。

事務局よりまずご報告申し上げます。

本日石井委員ですが、インフルエンザのため登庁禁止ということで、お休みさせていただいておりますので、ご報告いたします。

本日の会議ですが、御宿町議会委員会条例第14条の定足数に達していることをご報告させていただきます。

それでは、委員長、議事の進行をお願いいたします。

○委員長（瀧口義雄君） 皆さんこんにちは。

定刻になりましたので、ただいまから第10回2018年日本・メキシコ学生交流プログラム事業調査特別委員会を開会いたします。

◎委員長挨拶

○委員長（瀧口義雄君） 本日は、御宿町議会委員会条例第17条により傍聴の許可をしておりますが、傍聴にあつては傍聴規則により、静粛をお願いいたします。

なお、携帯電話の類いは使用できませんので、電源をお切りください。

報道関係者に申し上げます。

会場内の撮影につきましては、冒頭の証人宣誓まで、写真等の撮影のみ許可いたします。

また、報道関係者及び傍聴人に申し上げます。

会議中の写真、動画等の撮影、録音等は禁止いたします。

なお、議会だより編集のための会場内の写真撮影も同様とします。

(午前10時00分)

◎証人喚問

○委員長（瀧口義雄君） 本日の日程は、100条調査権に基づく証人尋問でございます。

これより本委員会に付託されました調査事件について調査を行います。

2018年日本学生メキシコプログラム事業に関する事項について、証人から証言を求めます。

本日出頭を求めました証人は、御宿町長、石田義廣君です。では、入室を開始します。

(証人入室・着席)

○委員長（瀧口義雄君） 証人におかれましては、お忙しい中にもかかわらず、本委員会にご出席いただきまして、ありがとうございます。調査のためにご協力をお願い申し上げます。

調査を始める前に、証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき民事訴訟法に関する法令中の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。

これより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることになっております。

すなわち、1、証言が証人、証人の配偶者、四頭身内の血族もしくは三親等内の姻族の關係にあり、もしくはあつた者、または証人と後見人と被後見人の關係にある者が刑事訴追を受け、もしくは有罪判決を受けるおそれがある事項に関する場合、または証言がこれらの人の名誉を害する事項に関する場合、2、公務員または公務員であつた者を証人として職務上の秘密について尋問する場合、3、医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士（外国法事務弁護士を含む。）、弁理士、弁護士、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、またはこれらの職にあつた者が職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受ける場合、4、技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合。

以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。

これらに該当するときは、そのよし、お申し出を願います。

これ以外の場合には証言を拒むことはできません。

もし、これらの正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓にきましては、次の場合はこれを拒むことができることになっております。

すなわち証人、証人の配偶者、四頭身内の血族もしくは三親等内の姻族の關係にあり、もしくはあつた者、または証人と後見人と被後見人の關係にある者に著しい利害關係があることについて尋問を受けたときには宣誓を拒むことがあります。

それ以外の場合には宣誓を拒むことができません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることになっております。

以上のことをご承知になっておいていただきたいと思います。

それでは、法律の定めるところにより、証人に宣誓を求めます。

傍聴人及び報道関係者を含め、一同、ご起立願います。

石田証人、宣誓の朗読をお願いいたします。

○証人（石田義廣君） 宣誓書。

良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事もつけ加えないことを誓います。

平成31年1月18日、証人、石田義廣。

○委員長（瀧口義雄君） 皆さんご着席ください。

証人は署名をお願いいたします。

写真等の撮影はここまでです。録音は認めておりませんので、よろしくお願ひします。

これより証言を求めることになりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと。また、ご発言の際には、その都度、委員長の許可を得てなされるようお願い申し上げます。

なお、これから尋問するときには着席のままです。お答えの際には起立して発言をお願いいたします。

委員各位に申し上げます。

本日は、2018日本・メキシコ学生交流プログラム事業に関する重要な問題について、証人より証言を求めるものでありますから、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないようにご協力をお願いします。

また、委員の発言につきましては、証人の人権に充分留意されるよう、特に私から申し上げます。

それでは、尋問を開始します。

ここで、貝塚委員から質問を求められておりますので、これを許可いたします。

どうぞ。

○委員（貝塚嘉軼君） 委員長より許可がありましたので、証人に質問をさせていただきます。

まず、学生募集の選考にかかわる関係者についてをお聞きしたいと思います。

その中で、プレ・テキストと募集選抜チーム8名と雇用契約関係ではありますか。

○証人（石田義廣君） 既に提出してございますが、業務委託契約書によってNPO法人と契約をいたしております。

○委員（貝塚嘉軼君） それでは、関係者についてご質問をさせていただきます。

まず、バサーニェスさんとの関係ですけれども、元書記官の略歴を教えてください。氏名、

現住所、現在の職業、役職、大使館をいつ退職したんですか。

○証人（石田義廣君） アレハンドロ・バサーニェスさんは、元メキシコ大使館の在日駐日メキシコ大使館の一等書記官でございます。そして、ある時期にご退職をされたと伺っておりますが、明確な日付は把握しておりません。

現在、メキシコ市に在住いたしておりますが、現住所につきましては、恐れ入ります、現在、父母と同居してございますので、業務委託契約書の中に記載してございます代表者のご住所と同一でございます。

○委員長（瀧口義雄君） 正式な氏名、日本なら名と姓がありますので、正式な氏名と現在の職業、役職、それが抜けおります。

○証人（石田義廣君） メキシコ人といいますか、メキシコの中でございますので、もう3段階ぐらいあると思いますけれども、ちょっと今記憶にないんですが、アレハンドロ・バサーニェスさん。それと現在は、特に職業を、こういうところに勤めていると聞いておりませんが、文筆家といいますか、今は著書を書いておられるということをお伺いしています。

○委員長（瀧口義雄君） すみません、何か役職を持ってやっていたらっしゃるんでしょうか。

○証人（石田義廣君） 現在の役職は特に聞いておりません。

○委員長（瀧口義雄君） 私からもう一度、後で結構なんですけれども、長いですからね、正式なお名前と、大使館をいつ退職なされたのかというのは、後で議長のほうに報告をお願いいたします。

以上です。

○委員（貝塚嘉軼君） いいですか。それでは私から。

そのバサーニェス氏を雇用したという日をですね。それから雇用期間を……

（発言する者あり）

○委員（貝塚嘉軼君） そうですか。じゃあ雇用日を教えてください。

○証人（石田義廣君） 確認でございますが、雇用、前回の委員会におきまして、この業務に当たるに際しまして、NPO法人で雇用されたということでございますので、そのことにつきましては、この質問は始まる時点で、2月1日になると思いますので、そのように理解いたします。

○委員（貝塚嘉軼君） 2月1日に雇用したと。それで、その後の雇用期間ですね。これを教えてください。何日まで雇用したんですか。

○証人（石田義廣君） 業務委託契約書の中に8月末とございますので、この事業が終了いた

しましたのが8月1日でしたでしょうかということで、この事業終了をもって、残務整理とかございますので、残務整理といいますか、その後に事業の報告、事業終了の報告書をいただいておりますので、事業が終了して幾分かの間のようなご協力はいただいております。

○委員（貝塚嘉軼君） それでは、この人の業務内容を教えてください。バサーニェス氏を雇用して、その人がどのようにお仕事をなさったのか。

○証人（石田義廣君） 内容的には、業務委託契約書の中に書いてあるとおりでございます、前回は申しあげましたけれども、この業務委託の代表者だった方から一任を受けて、この仕事にかかわってきたということでございます。

○委員（貝塚嘉軼君） ですから、その一任を得た業務内容です。

○証人（石田義廣君） 資料よろしいですか。

○委員長（瀧口義雄君） どうぞ、どうぞ。

○証人（石田義廣君） 第2条に規定してございますので、少し読み上げさせていただきます。

この業務委託書は甲乙となっております、甲は御宿町、乙がNPO法人となっております。

甲は、本契約に定める条件に従い、本件プログラム事業に対して、以下の業務を乙に委託し、乙はこれを受託すると。

1といたしまして、本件プログラムに参加する学生の募集選考。2といたしまして、参加者の国際航空チケットの手配及びチケット代金の支払い。3としまして、参加者に対する旅程の説明。4として、参加料の徴収並びに精算。このような事業にかかわっております。

○委員（貝塚嘉軼君） 事業内容は契約されて、今申されたとおりでございますけれども、私が聞いているのは、その契約したお仕事の中で、バサーニェス氏はどういう業務をなさっておったんですかと聞いているわけです。

○証人（石田義廣君） アレハンドロ・バサーニェスさんは、今申しあげました内容について、このNPO法人の代表者の一命を受けまして、統括する立場で、この前も申しあげましたけれども、8名の方がいらっしゃいますので、その方々が一つ一つのいろんな作業をやります。全体を統括するような内容によって、仕事をされてきたと理解しています。

○委員（貝塚嘉軼君） それでは、次に人件費の支払い日を教えてください。

今、8名の方を、バサーニェス氏がいれば人件費を支払った日を教えてください。

○証人（石田義廣君） 日程ですか。

○委員（貝塚嘉軼君） 人件費を支払った日を教えてください。

○委員長（瀧口義雄君） 日にちです。調べてください。

○証人（石田義廣君） はい。

アレハンドロ・バサーニェスさんへの費用は、全部で2,538ドル、U S ドルでございます。

○委員長（瀧口義雄君） 委員が質問しているのは、支払い日はいつですかという質問なんです。

報告書には、金額書いてございますけれども、支払い日が抜けておりますので、質問しておりますのでございます。

○証人（石田義廣君） 先に提出してございます、活動精算書を提出してございますが、その時点で全て支払いは終わっているということでございますが、その日にちについては、現在、データを持っておりません。

○委員（貝塚嘉軼君） それでは、データがないということですので、次に、人件費の支払い方法は、いかなる方法で支払ったのか教えてください。

○証人（石田義廣君） その支払い方法は、例えば現金でお渡しするとか、あるいは振り込みにするとか、いろいろあるかと思いますが、お一人お一人にどのように支払われたかということについては確認をとってございません。

○委員（貝塚嘉軼君） じゃあその支払ったことは支払ったんですかね。それに対する人件費の算出根拠を教えてください。証人が契約したんですよね。

○証人（石田義廣君） 人件費につきましては、以前も申し上げましたけれども、参加料の中から支払われております。そういう中で、推測で物は申し上げないのいいとは思いますが、一般的にいうならば、時間単位で支払われていると思いますが、その辺は差し支えなければ申しわけございません、後ほど確認をさせていただきます。

○委員長（瀧口義雄君） そうでしたら、今、元書記官の資料がないというのは後日議長に提出していただきたいと思えます。

○委員（貝塚嘉軼君） それでは、2月1日に契約したということ、いろいろお話がありました。よって、2月のタクシー代に始まり、いろいろな経費をこの方が立てかえ払いをしていますが、どうして業務委託契約をしている、プレ・テキストが支払いを立てかえていないのですか。これについてお聞きします。

○証人（石田義廣君） 以前にも申し上げましたけれども、プレ・テキストの代表者の方は、アレハンドロ・バサーニェスさんの母親でございます。そういうことで、長い間この事業に関心を持って、非常にこの事業をご家族としても誇りとしてきたという面がございます。そういう中で、具体的な活動、あるいは今後についてはアレハンドロ・バサーニェスさんに全一任

されているということを伺っております、そういう中での行動でございますので、バサーニェスさんがいろいろな対応をしてきたということでございます。

○委員長（瀧口義雄君） よろしいですか。

一任されたという何か証明、業務委託契約みたいなのはございますか。

それと、これは個人のカードでお支払いしている。報告書を見ますと、元書記官の個人のカードで、法人のカードじゃない個人のカードでした。その辺どうなんですか。法人のカードでなくて個人のカードで、法人の事業というのであったら、その辺が問題があるんじゃないかなと思っております。

さらに証人に、個人のカードの記載が全部支払いなんですか。

○証人（石田義廣君） この代表者の方が、アレハンドロ・バサーニェスさんが委任されたという書類はございません。以前も申し上げました。口頭による委任でございます。それと、支払いの方法、支払うといえますか、そのことについては、後ほど確認をさせていただきたいと思えます。

○委員（貝塚嘉軼君） それでは、次に、先ほどバサーニェス氏を筆頭として、8名の方というふうに認識しております。その中で、一人一人についてちょっとお尋ねしたいと思えます。

ビクトルさんについて、この方の雇用日を教えてください。

○証人（石田義廣君） 先ほども申し上げましたけれども、お一人お一人の雇用契約といえますか、雇用契約のようなものはないと伺っております。

そういうことで、この業務委託契約を2月1日以降発生しておりますので、それからあるいは幾分か、その前に準備的なものも少しあったかもわかりませんが、形としては2月1日以降、時間的スケジュールの中で、これらの話によりますことが、動き出していると考えております。

○委員（貝塚嘉軼君） それでは、とにかくお聞きしたいことを順を追ってやります。

ビクトルさんを雇用した日を教えてください。

○証人（石田義廣君） 日付ということですか。費用ですか。

○委員（貝塚嘉軼君） そうですね。その何日に雇用したか。日にちです。

○証人（石田義廣君） 個別の、今も重複いたしますが、個別のお一人お一人との雇用契約は、私は伺っておりませんで、2月1日以降に仕事に使ったと考えております。

○委員（貝塚嘉軼君） 2月1日にと考えておるといえますけれども、それでは、このビクトルさんの雇用期間、これをおわかりでしたら教えてください。

○証人（石田義廣君） 先ほど申し上げましたけれども、この事業に携わってきた皆様方は、いろんな分野といますか、さまざまな面で関係してございます。そういう中で、事業が終了いたします、この8月末との契約になっておりますので、学生の皆さんが日本に来てお帰りになったのは8月1日であったと思いますが、それ以降いろいろな報告書とか残務整理とかありましたので、全面的に解雇されたのは8月末と理解しておるんですが。

○委員（貝塚嘉軼君） それでは、この方の業務内容ですね。どういうお仕事で携わっていたかを教えてください。

○証人（石田義廣君） 資料につきまして提出をさせていただいておりますが、ビクトルさんの携わった仕事の関係につきましては、日本語のスペイン語訳、54名の申請書の分析、31名に電話面接をしたと。そして、5月12日、6月11日、6月30日、参加者にオリエンテーションの時間をつくってもらったと、ソーシャルメディアへの宣伝業務と、また、候補者等への問い合わせと、このような業務に携わったと報告を受けております。

○委員（貝塚嘉軼君） それでは、人件費の支払い日と、人件費の支払いの方法についてお聞きいたします。

○証人（石田義廣君） 先ほども申し上げましたけれども、人件費の支払い及び支払い方法については、現在何もしておりません。必要であれば後ほど確認をさせていただきます。

ほかの皆さんについても、同じような現状です。

○委員（貝塚嘉軼君） それと、人件費のそれぞれの雇用の業務内容について、恐らく支払い算出方法があるだろうと思います。この方の人件費の算出根拠を教えてください。

○証人（石田義廣君） 先ほど申し上げましたけれども、人件費の算出方法がお一人お一人皆さん異なっているのか、同一方法で算定されて支払っているのか、現在把握しておりませんので、それはまた後ほど確認させていただきます。

○委員長（瀧口義雄君） よろしいですか。

これ、町との業務委託契約ということで、今、こういう審査をしております。契約の履行、給付の検査等々、御宿町財務規則にございます。これは業務が終わったものでございます。局長、ちょっとその規則を読み上げてください。

○事務局長（吉野信次君） 財務規則の第3節、契約の履行というところです。第148条、予算執行者は、契約の適正な履行を確保するため、自ら又は職員に命じ、若しくは職員以外の者に委託して、必要な監督をしなければならない。

149条の第4項です。検査条件は、第3項の規定による検査の結果、契約の履行に不備があ

ると認めるときは、契約者に必要な措置をとることを求めなければならないということでございます。

以上です。

○委員長（瀧口義雄君） ようするに、これは規則という形で出ておりますけれども、今聞いただけでも、2人なのかもわからないし、ほとんどわからない状態でございます。これは、石田御宿町長がプレ・テキストと契約したものでございます。本来、こういうものは当然そろっていなければいけないものだと思っております。そういう中で質問しておるわけです。

報告書に載っていないものですから、あるものはわかるんです。ということで、今日質問しているわけです。本来報告書にあるべきものです。これは規則に基づいたものでございますから。

では続けてください。

○委員（貝塚嘉軼君） 今、委員長が申し上げたとおりです。

よって、引き続き7名の方、お聞きしてみます。

イノホサさんという方の雇用日と雇用期間を教えてください。

○証人（石田義廣君） 今申し上げたとおりでございます。ほかの7名の方々は、今申し上げたとおりでございます。雇用期間、雇用日、同じでございます。

○委員（貝塚嘉軼君） それでは、業務内容も最初の方と同じだというお答えをされるかと思っておりますけれども、やはりそれぞれの業務内容は違うと思っておりますので、この方についても業務内容を教えてください。

○証人（石田義廣君） すみません、日江井さんという方でよろしいですか。

○委員（貝塚嘉軼君） はい。日江井さんですね。はい。

○委員長（瀧口義雄君） イノホサさん……

○委員（貝塚嘉軼君） 日江井さんじゃないですね。イノホサ。

○委員長（瀧口義雄君） イノホサさん、そうですね、イノホサさんです。

○証人（石田義廣君） イノホサ・アレハンドラさんでございますが、この方は54名の申請書の分析、31名の電話面接、各地元参加者と選抜者の打ち合わせ、選抜者との打ち合わせ、候補者問い合わせ、オンライン応募者問い合わせ、募集広告、54名応募者の申請、申請者の分析、恐れ入ります重複いたしました。54名の応募者の申請書の分析、31名の電話面接等でございます。

○委員（貝塚嘉軼君） 続いて、この方の人件費の支払い日と支払い方法について教えてください。

○証人（石田義廣君） このことにつきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

○委員（貝塚嘉軼君） それでは、この人件費についての算出根拠を教えてください。

○証人（石田義廣君） この件につきましても、先ほど申し上げたとおりでございます。

○委員（貝塚嘉軼君） 続いて、日江井さんのことについてお尋ねします。

この方を雇用した日、それと雇用期間を教えてください。

○証人（石田義廣君） 日江井さんにつきましては、メキシコ側の大学の日本語学校へのアプローチ、参加者の日本語教師との打ち合わせ、日本語資料の作成、18年間続けたジャパンリターンプログラム経験者としての販売層を、いろいろな指導をしていただいたということがございます。

○委員（貝塚嘉軼君） 今聞いたのは、雇用日と雇用期間を聞いたんです。今、証人が答えたのは、私が次に聞こうと思った業務内容ではないかと思うんですけれども。

○証人（石田義廣君） 雇用日、雇用期間につきましては、先ほど申し上げましたように、お一人お一人とそのような契約がされておらないと伺っておりますので、先ほどの業務委託契約書にあるとおりの内容でございますので、これは一般の方が全8名、同じように理解しておりますので、よろしく申し上げます。

○委員（貝塚嘉軼君） 業務内容は先ほど出ていますのでそうなんでしょうけれども、それと、やはり同じように、人件費の支払い日と、それから支払い方法についてを教えてください。

○証人（石田義廣君） 今申し上げたとおりでございます。

○委員（貝塚嘉軼君） 何かみんな同じようなあれですけれども、人件費を業務内容でやったら多少違うんじゃないとか、勤務時間によって違うんじゃないかなというふうに私は思うんですけれども、この人件費の算出根拠についても、この方の算出根拠についてをお聞きしたいと思います。教えてください。

○証人（石田義廣君） 先ほど申し上げましたとおり、推測でいろいろと考えられますが、それは後ほど内容については確認させていただいて、後ほどお伝えしたいと思います。

○委員（貝塚嘉軼君） それでは、タニアさんという方も出ております。やっぱりこの方もいつ雇用したのか、また何日間雇用したのかを教えてください。

○証人（石田義廣君） 雇用期間あるいは雇用日等は先ほど申し上げたとおりです。

○委員（貝塚嘉軼君） この方の、それでは業務内容ですね。これについて教えてください。

○証人（石田義廣君） タニアさんにつきましては、チラシやポスター、ビデオ等のデザイナー、等の作成に携わって、また修正等をお願いした内容でございます。

○委員（貝塚嘉軼君） 前の方も同じようですけれども、人件費の支払い日とそれから支払い方法について教えてください。

○証人（石田義廣君） 先ほど述べたとおりでございます。

○委員（貝塚嘉軼君） それでは、この人件費の、この方の人件費についての算出根拠を教えてください。

○証人（石田義廣君） 今、申しあげましたとおりでございます。

○委員（貝塚嘉軼君） 続いて、加藤さんという方のされている仕事をいただいたようすけれども、この方の雇用した日と、それから雇用期間を教えてください。

○証人（石田義廣君） 雇用した日付、また雇用期間については、今申しあげたとおりです。

○委員（貝塚嘉軼君） それでは、この人の、加藤さんの業務内容を教えてください。

○証人（石田義廣君） 加藤さんにつきましては、54名の申請書の分析、31名電話面接、各地元参加者と選抜者との打ち合わせ、応募者の問い合わせ、オンライン応募者の問い合わせ、募集等54名応募者の申請書の分析等でございます。

○委員（貝塚嘉軼君） 今の業務内容ですと、雇用日が前の場合の前の方たちと同じようなお答えなんですけれども、それはそういうことにして、この方の人件費の支払った日にちと、それから支払った方法、それを教えてください。

○証人（石田義廣君） 今申しあげましたとおりです。

○委員（貝塚嘉軼君） それでは、この加藤さんの人件費の算出根拠を教えてください。

○証人（石田義廣君） 今申しあげましたとおりでございます。

○委員長（瀧口義雄君） 加藤さんの業務内容は、私たちの認識しているものとちょっと違うんじゃないでしょうか。訂正なさるんでしたらどうぞ。このままでよかったらそれでも結構ですよ。

○証人（石田義廣君） 私は、加藤さんとアレハンドラさん、イノホサ・アレハンドラさん、この方は同じような内容に携わっていると、同じような業務に携わっていると認識しております。

○委員長（瀧口義雄君） いかがですか。それを認識したらその後お願いします。

○委員（貝塚嘉軼君） 続いて、水井さんという方の、この方のやはりいつ雇用して、その期間はいつまでなのかを教えてください。

○証人（石田義廣君） 水井さんにつきましても、雇用の期間あるいは採用の日付につきましては、今の

○委員（貝塚嘉軼君） それでは、この方の業務内容ですね。これを教えてください。

○証人（石田義廣君） 水井さんにつきましては、54名の申請書の分析、31名に対する電話面接ということでございます。

○委員（貝塚嘉軼君） それでは、この方のやはり人件費を支払った日と、それから支払い方法についてを教えてください。

○証人（石田義廣君） この人件費を支払った日、あるいは支払い方法についても、今申し上げたとおりでございます。

○委員（貝塚嘉軼君） 人件費の算出根拠についても教えてください。

○証人（石田義廣君） これも、今申し上げましたとおりでございます。

○委員（貝塚嘉軼君） この水井さんという方は、日本に在留しているようですが、連絡手段を教えてください。

○証人（石田義廣君） この日本・メキシコ学生交流プログラム事業につきまして、メキシコにおいてのいろんな業務に皆さん基本的には携わっていただいておりますので、この水井さんにつきまして日本在住ということで、電話あるいはメール等のいろいろな交換ということで、情報網の活用によって、協力をお願いされたと私は理解しております。

○委員（貝塚嘉軼君） 連絡先を今教えてくださいと聞いたんですけども、もしわからなければ、後で構わないので提出してください。わかれば今教えてください。

○証人（石田義廣君） 現在把握しておりませんので、後ほどお持ちします。

○委員（貝塚嘉軼君） じゃ、お願いします。

○委員長（瀧口義雄君） 今、7名の方の質問をして、ご答弁できなかったものは、議長に後日報告をしていただくということでよろしいですか。

じゃ、報告するというので、議長よろしくをお願いします。

○委員（貝塚嘉軼君） それでは、最後に私がお聞きしたいのは、報告書に記載がない、空港利用税処理はどのように支払ったのか教えてください。

○証人（石田義廣君） 空港利用税は旅行会社をお願いして支払いを行っています。

○委員（貝塚嘉軼君） 諸費についてはどのような支払い。諸費ですね、もろもろの経費についてはどのように支払っていますか。

○証人（石田義廣君） 航空チケットと書いて、あるいはそのまま航空使用料といいますか、

中にいろいろありますが、空港利用税、あるいは航空会社サービス税金、消費税あるいは出発税、乗車安全税とか、いろいろ諸費が入っていますが、全て旅行会社をお願いして支払いは済ませております。

○委員（貝塚嘉軼君） それでは、以上で私の質問はこれで終わらせていただきます。

○委員長（瀧口義雄君） すみません。旅行会社はどこでございましょうか。

○証人（石田義廣君） 以前に申し上げてございますが、ミカドトラベルという旅行会社でございます。

○委員長（瀧口義雄君） ミカドトラベルに、要するに渡航チケットと空港利用税を払ったということよろしいですね。今のは。

○証人（石田義廣君） 空港を使用するための業務については、お願いしたということです。

○委員長（瀧口義雄君） 最後確認ですけれども、ミカドトラベルに飛行機代と空港利用税をお支払いしたということよろしいんですね。

○証人（石田義廣君） そうですね。間に入っていただいて、チケットの購入あるいは空港に対するいろんな諸費をお支払いしていただいたと。

○委員長（瀧口義雄君） 了解しました。

トイレよろしいですか。続けてよろしいですか。

じゃあ続けさせていただきます。

傍聴人の方はトイレについては順次出てしてください。証人のほうは大丈夫だそうですから。

じゃ、私から二、三質問させていただきます。

6月13日の6月定例会の会議録からなんですけれども、証人は千葉工大に伝票を渡したと答弁しています。本プログラムを提示するのは、いつどこでどういうことを誰にお話したのか。会議録を読ませていただきます。

石田町長「内訳につきましては、町が予算立てしました内容について先方に渡している」というご答弁がございましたので、いつどこでどういうものを誰にお渡ししたのか。

○証人（石田義廣君） ちょっとその、今読み上げていただきました内容について、もう少し何か前後が、ちょっと言い方として知りたいということでございますが。なかなかその箇所だけだと、どういうことにかかわっているのか、ちょっと明確な記憶にもございませんので。

○委員長（瀧口義雄君） じゃ、前後読み上げた方がよろしいということですか。ちょっと開きます。

前後を事務局長から読んでください。前後を読みます。

○事務局長（吉野信次君） 6月の緊急質問です。

町長が先に「町の支出予算ではなく、主催するのが可能だという関連で、今回の収入支出については、千葉工業大学の検討でやっていただく。町の会計は一切通さない。そういうことでございます」という答弁の後、議長のほうからその内訳を聞かれた際に、町長が「内訳につきましては、町が予算立てをしました内容について、先方に渡していると、同等の支援をしていただけると認識している」とお答えしたところでございます。

○証人（石田義廣君） その時点では、6月の時点では、千葉工業大学様が全面的な関係をいただけるというようなことになっておりましたので、そのように申し上げましたけれども、内容につきましては、3月20日に、動議により削除されました予算231万8,000円の、概算の内容をお渡ししたということでございます。

○委員長（瀧口義雄君） 渡したということですが、いつ、誰に渡したんでしょうか。

町長と大学関係者の面会日はご案内のとおりだと思います。

○証人（石田義廣君） その予算の内容について、私が渡したのか、職員が渡したのか、ちょっと明確な記憶がないんですけれども、ただ、いろんなお話の中で、町予算はこれこれこのぐらいいました。これが3月の議会で削除されましたということで、できましたらそれに匹敵するような金額、事業費のご支援をお願いしたいと、そのようなことを申し上げましたけれども、書類で渡したかどうか、ちょっと明確に今記憶にございません。

○委員長（瀧口義雄君） よろしいですか。先方に渡しているという発言でございますので、話ししたというお話じゃなくて、これ石田御宿町長として議会で答弁して、町が予算立てしました内容について、先方に渡してある、お話ししたという話なの、渡してあるということですから、書類だと認識しておりますので。

お話ししたという答弁になっております。渡している。会議録で正確なものでございますので。

○証人（石田義廣君） 渡していると私が答弁しているということでございますので、渡したのじゃないかと思えますけれども、その辺の場面がちょっとよく思い出せません。

○委員長（瀧口義雄君） 渡したという認識はお持ちですか。

○証人（石田義廣君） そのことにつきましては、今申し上げましたとおりでございます。

○委員長（瀧口義雄君） 渡したということでよろしいんですね。

○証人（石田義廣君） 今申し上げましたとおりでございますが、私はそれを答弁しておりますが、渡したということではよろしいということです。

○委員長（瀧口義雄君） 渡した中に、予算、町長さんご自身が提案した、学生募集選考業務委託17万円分は含まれておるんですか。先ほど231万円という数字がありましたけれども、それにはそういう形で予算算入したと思います。これが入っておったんでしょうか。

○証人（石田義廣君） 17万円につきましては、それは歳入にかかっている内容でございますね。

○委員長（瀧口義雄君） 歳出ですよ。
予算書持ってきてみましょうか。

○証人（石田義廣君） よろしいです。

はい、わかりました。231万8,000円の中に、17万円が含まれているという理解でよろしいのかなと思います。

○委員長（瀧口義雄君） それでは、先ほどの内訳については渡したということで理解します。
次に進みます。

平成30年度一般会計予算から削除された予算からお聞きします。今、業務委託の話が出ましたけれども、17万円ということは、金額はどのように積算なされたんでしょうか。

私のほうから申し上げますと、2月13日、16日、それと3月6日に町長ご自身が査定の決裁をして押印してございます。予算提案者はご案内のように石田義廣御宿町長でございます。

○証人（石田義廣君） これは以前も申し上げましたけれども、17万円につきましては、予算上委託費として、委託料として計算されていると思いますが、これまで4回の経験の中で、謝礼として支払われてきた経緯があると思います。そういう中で、たしか2人だったと思いますけれども、これは謝礼の一部として、こういった選考業務等の量が非常に多くかかることでございますから、その部分の大きな部分は各個人のボランティア活動によって賄ってきたという、前に申し上げましたように、その間をきちっとしてこのように謝礼として継続してきたということでございます。

○委員長（瀧口義雄君） 謝礼の内訳、全部謝礼という形でしたら、その謝礼の内訳を、なんで17万円に積み上げて、石田御宿町長が査定でオーケーしたかということです。提案者は町長でございますので。

○証人（石田義廣君） 仕事の内容ということでございますが、たしかお2人の謝礼ということで根拠があったと思います。必要であれば後ほどお願いしたいと思います。

○委員長（瀧口義雄君） 本来なら、予算で査定3回しているのですので、私たちが調べた中では、ちょっと違うんじゃないかなと思っております。

では次に、職員にどのように指示したのですか。この委託費17万円、町長ご自身もそうでしょうけれども、普通内部で積み上げたものだと思いますので、どのように職員に指示なされたんですか。

○証人（石田義廣君） 指示といいますか、これまで何回かの経験の中で、同じように支出をされておりますので、事業内容としては、その時点では同じようにこのような事業を実施したいという考えのもとに予算立ていたしましたので、そういった根拠に基づいて計上させていただいたものです。

○委員長（瀧口義雄君） 指示はしていないという、この17万円という指示はしていない。業務委託費と予算の積み上げについて指示は出していないということによろしいんですか。

○証人（石田義廣君） 指示は出していないというよりも、ご案内のように予算組みというのは担当者が、あるいは担当課長として協議をいたします。そういう中でこのようなご提案といえますか、出てきましたので、いろいろ協議の中で、じゃあこの30年度予算をこのようにしましょうというふうになったと理解しています。

○委員長（瀧口義雄君） 次、8月に町長さん一行がメキシコを訪問なさいました。日墨協会に学生募集選抜についての業務をお願いしていませんか。

○証人（石田義廣君） 8月に日墨協会を訪ねましたときに、会合がございまして、御宿町はこれまでこの日本・メキシコ学生プログラム事業について、その時点では4回の経験というふうになるかと思いますが、行っていますということで、ぜひ日本とメキシコ、また、御宿町とメキシコとの交流の中において、日墨協会という、法人の皆様方にご協力をいただけたらと、この事業を進めるために、いろいろな面でご協力いただけませんかということでお願いをいたしましたところ、口頭では、すばらしい事業ですから、ぜひやりましょうというような話はいただいたことはございます。

○委員長（瀧口義雄君） 委託費はメキシコ協会に業務委託するための予算の積算ではありませんでしたか。この17万円というのは。

○証人（石田義廣君） この予算計上時には、日墨協会として予算を計上したのではないと、そういうことは念頭になかったということは申し上げておきます。

○委員長（瀧口義雄君） そうしましたら、その17万円、どのように処理するつもりでいたんですか。念頭になかったと。元書記官の方が念頭にあったんですか。

私たちのところには2つ、1人は個人、1人は日墨協会、この2つぐらいしか思い当たらないんですけれども。どちらを念頭に業務委託、選考を考えていたんですか。

○証人（石田義廣君） 結果として、現在もやはりいろいろな議論の中に出てきておりますが、元一等書記官のアレハンドロ・バサーニェスさんということで、念頭にはもっておりました。

○委員長（瀧口義雄君） 昨年2月に日墨協会と包括協定を結ぶという中で、委員会ではいろいろ問題がありましたけれども、じゃあなぜそういう提案を結ぼうとしたんでしょうか。包括協定、ご提案ございましたね。

○証人（石田義廣君） 日墨協会の方々と、訪問した際にいろんなお話をいたしましたけれども、その2月に産業建設委員会の中でご提案いたしました内容でございますが、協定案にもございますように、これは教育・スポーツ・芸術・文化、全て広範にわたった内容でございます。この日本・メキシコ学生交流プログラム事業については、当然文化交流、国際交流ということで、その中に含まれていることではございますが、私が産業建設委員会でご提案いたしました内容については、このプログラム事業に限ったものではなくて、全体の交流、日本とメキシコ、御宿とメキシコとの交流を深くしたいという意向なのでご提案をさせていただいたということでございます。

○委員長（瀧口義雄君） 次に移ります。

業務委託費について少し聞きたいと思います。

2通りの答弁が前々回、前回と返ってきております。業務委託計画書の作成は、石田証人が案を提案して、弁護士事務所へ相談して作成したのか、弁護士事務所が作成したのか、どちらでございましょうか。

○証人（石田義廣君） これは私は以前も申し上げておりますが、全くの素案は私のほうで書いてご提案申し上げたんですが、やはり先生方といいますか、弁護士さんのいろいろな専門知識をいただいて、このような内容になったということではございます。

○委員長（瀧口義雄君） 内容はわかるんですけども、弁護士事務所が最終的に作成したのか、石田御宿町長ご自身がつくったのか。

○証人（石田義廣君） 弁護士事務所において作成していただきまして、私が承認をした内容です。

以上であります。

○委員長（瀧口義雄君） そうしましたら、この締結について、メールでのやりとりをしておるようですが、契約書の原本はどこにあるんでしょうか。

普通、日本の場合2通つくって、お互いに1通ずつ保管しますよね。これは日本の通例の契約です。これは対外国ですから、原本はどこにおありですか。

○証人（石田義廣君） この契約書につきましては、私が持っております。

○委員長（瀧口義雄君） 原本を持っていると。町長さんご自身が保管しているということで了解しました。

それと、7月11日という日にちが入っております。契約書を見て結構ですから、この7月11日、この日付は何ですか。契約書を見て結構ですから。

○証人（石田義廣君） これまでの内容につきましては、何度か申し上げてきておりますが、2月1日において口頭契約して、7月11日にこのような文書上の契約をしたと思っておりますので、7月にたしか入りまして、何度か弁護士さんを訪れましてご指導いただいております、一つの内容がこのように固まったということで、その日付を7月11日とさせていただいたと。

○委員長（瀧口義雄君） もう一度はっきりしてもらいたいのは、7月11日という日にちは何でそこに入っているのかというのをご説明願えますか。

原本を見て結構です。7月11日という日付はここに入っているんです。これは何なんですかという質問です。

○証人（石田義廣君） 重複いたします。繰り返しますが、この内容に基づいて、いろいろと弁護士さんと協議して、内容がしっかりと固まったということで、じゃあこれを確約いたしましょうということで、現地と、メキシコとのやりとりの中で最終的に7月11日としたということでございます。

○委員長（瀧口義雄君） それわかるんですけども、7月11日は何の日なんですかという質問です。かかわった日を書いても、じゃあ契約日ですか。7月11日は契約日でいいんですか。

○証人（石田義廣君） このように提出をさせていただいておりますが、この業務委託契約書の書類として成立した契約日ということでございまして、その中に、冒頭に、第1条に1月1日に……

○委員長（瀧口義雄君） 2月でしょう。

○証人（石田義廣君） すみません。2月1日に口頭上の契約をしたという、このようなことになっておりますので、この契約が文書上で7月11日に成立したということでございます。

○委員長（瀧口義雄君） さらに確認しますけれども、7月11日が契約日ということでよろしいんですね。

○証人（石田義廣君） 書類上の契約日ということでございますね。

○委員長（瀧口義雄君） 書類上ではないものは何でございますか。

○証人（石田義廣君） この冒頭の文章にございますように、以下のとおり2018年2月1日に

契約を締結したことを確認するという文章を記載させていただいて、書類上7月11日に契約したということでございます。

○委員長（瀧口義雄君） そうしますと、これはNPO法人と契約したということと理解しております。

それでは、プレ・テキストの代表の署名がそこに入っておりますけれども、これ、代表でよろしいんですね、その署名は。そういう中で、この署名はいつおもらいになったんですか、おもらいになったというのはおかしいんですけれども、いつ届いたんでしょうか。

○証人（石田義廣君） これ以前に何度かいろいろと連絡を取り合ったり、メール交換しておりますので、その辺はちょっと今手元に何月何日というのはございませんけれども、7月の上旬ということは確かなことです。

○委員長（瀧口義雄君） 7月の上旬に、この代表者の署名をいただいておりますということで、これは7月11日以前ということになりますか、そういたしますと。契約日は7月11日という、今お答えがございましたので、それ以前ということとよろしいんですか。

○証人（石田義廣君） 契約日が7月11日ということで、この署名は7月11日ということといたします。

○委員長（瀧口義雄君） そうではなくて、7月11日の契約日ということは理解しました。提出されておりますから。

じゃあ署名は、代表者の署名が、サインが入っていますね。サインはいつ行うようになったんですかということは、7月11日が契約日だというなら、それ以前ということの理解でよろしいんですね。

○証人（石田義廣君） 記憶をたどりますと、その数日中というのは確かなんですけれども、例えば2人のをいただいて、まだちょっと文面が検討というような、そういうこともちょっとあったような気がしますので、一応、最終的にサインとして記載して契約したのは7月11日ということとございますので、そのようにご理解をいただきたいと思います。

○委員長（瀧口義雄君） 何回かいろいろと行き来してはおりますけれども、7月11日、この日付にプレ・テキストの代表の署名、サインですね、をいただいてあったということとよろしいんですね。今契約日と言っておりますけれども。

それでは次に進みます。

これは、今ご答弁ございましたけれども、町長さんご自身の私選弁護士に作成していただいたということとよろしいんですね。

○証人（石田義廣君） はい。

○委員長（瀧口義雄君） よろしいということで。

ではなんでこれ、町の公式文書という感じでよろしいんですよね。町長さんがサインして判こ押していますから。ということは、なぜ顧問弁護士を使わなかったんですか。これ町の業務ではないのでしょうか。

○証人（石田義廣君） 3月に予算が削除されまして、6月に100条委員会が設置されました。それまでの過程の中で、何回かですね、5月を中心に、顧問弁護士さんにデータを把握したり、内容についていろいろと指導いただきりしてきたわけですが、そういう流れの中で、私は直接ではないですが、100条委員会の弁護はできませんということで、間接的に私は伺っておりましたので、ご依頼をすることは避けまして、私は個人事業の弁護士さんをお願いしたと。

○委員長（瀧口義雄君） これは100条の弁護、これ顧問弁護士云々ではなくて、町の業務だからこういう認識でいらっしゃるんでしょう。これ公式文書でよろしいんですよね。この業務委託契約書というのは。町長さん判こ押していますね。職印を。ということは町の業務ということですよ。それでよろしいんですか。

○証人（石田義廣君） はい。

○委員長（瀧口義雄君） というのは、町の業務を私選弁護士にどうして作成させたんですか。

これ町の業務ですというふうに、今、認識をいただきましたので、町の業務だったら顧問弁護士ではないのでしょうか。私選ではなくて。

○証人（石田義廣君） 今申し上げましたように、既に6月に100条委員会が設置されておまして、いろいろと町の顧問弁護士さんからもいろいろな弁護指導をいただいていたわけですが、やはり100条委員会が設置されたということは、まさに今このような委員会を行っておりますから、私は基本的に自分の身は自分で守らなくちゃいけないというようなことがございますので、それと今申し上げましたように、町の顧問弁護士さんはなかなかこういう仕事はしづらいことですから、なかなかできませんというようなことを間接的に伺っておりましたので、私はそのように対応をしてきたということです。

○委員長（瀧口義雄君） 100条ができたから私選弁護士をお願いしたと、了解しました。

次に移ります。

地方公共団体が、市町村ですね、県も含めて。口頭で契約することが事例としてありますか。また、ご存知でございましょうか。

○証人（石田義廣君） 現時点では、そのような内容があるかどうかを確認はしておりません。

○委員長（瀧口義雄君） わからないということよろしいですか。

○証人（石田義廣君） はい。結構です。

○委員長（瀧口義雄君） 今まで御宿町が口頭で契約したことがありますか。町長さんの今在任期間中、あるいはそれ以前に職員としてかかわった中で、口頭で契約した事例があったら教えていただきたい。

町長さんご自身が町長という職についてあります。また、課長さんという要職も務めております。そういう中で、ありましたらお答え願えればと思っております。

○証人（石田義廣君） 契約のあり方として、口頭による契約は常にあると思います。いろんな面であると思いますが、このタイプのように口頭で契約したものをこのように実際に履行してきたと。書類上の契約を抜いて、要するに結んで実行してきたということは、私自身は初めてであります。

○委員長（瀧口義雄君） 今口頭で契約したものはあるという言い方をしていましたけれども、どういうものがおありなんでしょうか。

○証人（石田義廣君） 口頭による契約というあり方があるということで、一般論だけでございます。

○委員長（瀧口義雄君） すみません。私は、通常公共団体、民間は口頭で可能です。民法で保障されております。これ、行政体として、先ほどから申し上げています。普通地方公共団体がという質問でございます。民間ではございません。ありますか。

○証人（石田義廣君） 今申し上げたように、私自身は ございます。

○委員長（瀧口義雄君） ちょっとマイクが聞こえないんですけども。

○証人（石田義廣君） 今申し上げましたが、このような形で行ったのは私は初めてでございます。

○委員長（瀧口義雄君） 普通地方公共団体が口頭で約束して、次年度に契約することがありますか。要するに年度をまたぐ契約はありますかという質問でございます。

口頭で約束し、次年度に契約することはありますか。

○証人（石田義廣君） 契約などについて当該年度、次年度ということについては、私は前にも申し上げましたように、この事業の内容につきまして、参加料等に係る業務委託契約については、公金ではないということと、そしてその点予算審議には反しないということを言っておりますので、この当該年度、次年度という一つの事業例は、私の中にはございませんけれども、

そのことは今言ったところです。

○委員長（瀧口義雄君） 私の聞いているのは、口頭で約束し、次年度に提案することはありますかという質問です。年をまたぐ契約、これは次年度の、前年度の口頭の約束ということを書いておられます。それが翌年度に契約することは可能ですかという質問です。

○証人（石田義廣君） 私は全く可能であると考えています。

○委員長（瀧口義雄君） こういう契約が成立するということですね。

○証人（石田義廣君） そうです。

○委員長（瀧口義雄君） どうしてこの段階でこういう契約にしたんですか。

○証人（石田義廣君） 毎年のように、この事業につきましては、平成30年度については第5回目ということで、4回の経験を踏んでおるわけでございます。そういう中で、これまでの準備期間とか、対応の仕方は4回とも同じように行ってきた、5回目もやはり2月、3月、当初予算の削除されるまで、同じような対応をかかわらせていただいたということでございます。

そういう中で、準備に入って既に事業が進んでいる中で、私は非常にどうしようか困ったわけでございますが、そういう中で、とにかくこの事業は大事な事業だということで、総合的な判断の中で進めさせていただいたと。それに伴って、このような内容、契約の内容をさせていただいたということでございます。

○委員長（瀧口義雄君） 申し上げますけれども、御宿町は補正を組むことは可能でございます。9月、12月も補正を組んでおれば何も問題ないことです。この29年度において。

これは以前貝塚議員もここにいらっしゃいます。石井芳清議員が定例議会で、要するに補正を組まずに事業実施しているという指摘がされております。それでさえ補正を組まなかった。これが事実でございます。承知の中で予算を編成しなかった。編成権町長さんでございますので。承知の中で大事な事業を予算立てしなかったというのが現実ではないでしょうか。

これは議員、職員にはそういう権限はございません。全て石田町長ご自身が持つ予算編成権でございます。そういう中で、知らなかったというのではなくて、指摘されていへ予算、補正予算を組んでいなかった。あるいは本会議で組んでいなかったということを指摘しているんです。

これは会議録を見ていただいて結構です。

この契約が成立すると、口頭で約束して、次年度に契約する、この業務委託契約が成立するという、今ご答弁をいただきましたけれども、根拠法令を示してください。自治体は法令で動きますから。

○証人（石田義廣君） この1つ前にも少し関係しますけれども、この契約行為自体には、契

約料もかかっておりませんし、補正予算という予算が必要でないという認識がございました。そういう中で、この契約行為の内容につきましては、やはりこれは前回もいろいろ議論をさせていただきましてけれども、現地における事業の分担制ということで、参加料については現地でいろいろな対応を図っていただきたいということの契約の内容でございます。

そういうことで、この事業について学生の皆さんが日本に来たら、主催者側の歳入予算から対応しますけれども、現地においては、メキシコにおいてはそちらで責任を持っているいろいろなことをやっていただきたいということがこの契約でございますので、そういうことで、町との業務委託契約はこのようにさせていただいているということでございますので、法令がどうのこうのというような内容等につきましては、まさにここに記載されているとおりでございます。2月1日にこの契約をして、7月1日に書類上の契約を行うということで、こういう契約の中で、現地においていろいろと業務を行っていただいたということでございます。

○委員長（瀧口義雄君） それがまさに業務委託契約でやるんですか。自分のところでできない、これは外国も町内も含めてできないから業務委託契約です。分担制とか何とか言っていますけれども、それが業務委託の本質じゃないんですか。混同していらっしゃるんじゃないですか。それは考えてもいいですけども、だから業務委託契約を結ぶ。御宿町も市内もそうですけれども、町自体でできないから業務を委託すると。まさに委託です。契約がそれでいい、契約金額は業務によっていろいろと違いますけれども、それは2条で言われたような業務があると。だから契約したんじゃないんですか。

そういう中で、補正を組めば、学生の選考募集にかかわる経費を、じゃなぜのせたんですか。そこら辺の整合性がとれなくなるじゃないですか。現地は現地でやってもらうんだというのなら、この17万円という予算計上をしたものは、これはどうするおつもりだったんですか。話が全然合わなくなってしまったんじゃないですか。

○証人（石田義廣君） このことにつきましては、前回もいろいろと長時間かけて議論しておりますけれども……

○委員長（瀧口義雄君） いや、これは議論じゃありません。

○証人（石田義廣君） 申しわけないです。

そういうことで、私は意見を述べさせていただいておりますけれども、とにかく現地における参加料の徴収あるいはそのための対応というのはお願いしてきたということで、これは御宿町がそのような業務をやることをお願いしたいという本質的な内容ではなくて、そちらのほうでこの部分についてはお願いしますというような質のものでございますから、なかなかわか

りにくいかわかりませんが、私はそのように理解しております。そういった日本に学生が来てからはこちらで対応します。そちらにおいては、やはりこの事業の内容を分担して、そちらで責任を持ってお願いしますというようなことをございますので、そういう理解でこの契約は成り立っております。

○委員長（瀧口義雄君） すみません、甲乙読んでいただければいいと思います。

町が学生募集の選考、募集と選考を委託するという契約になっております。それが業務委託契約ではないんですか。そうしたらこの業務契約自体が要らなくなっちゃうじゃないですか。そうしましたら、私の言っているように、石田御宿町長さんご自身が提案された17万円は、じゃあどうなっちゃうんですか。それをお聞きしたいです。

○証人（石田義廣君） 前回申し上げておりますが、17万円の内容については謝礼という内容でございます。そういうことで、非常にこの募集等に関する経費が非常に多かったということで、これまできているわけでございます。基本的には業務委託契約でやっていただきますけれども、やはり事業でございますので、多くかかるときもあるし、少ないときもあるということの中で、この本質的な謝礼については職印さんを併用させていただいたということでございます。

○委員長（瀧口義雄君） そうしますと、御宿町長として業務委託契約、これは全て担って、いつもだということでご提案なされたんですか。

○証人（石田義廣君） この提案文の内容につきましては、これまでもそのような実績の内容でございます。今回もそのように理解しております。

○委員長（瀧口義雄君） これで1時まで休憩といたします。1時から再開したいと思います。

（午前 11時40分）

○委員長（瀧口義雄君） それでは、時間となりましたので会議を始めます。

（午後 1時00分）

○委員長（瀧口義雄君） では、私から質問させていただきます。

2月1日の口頭での約束時点で、7月11日が業務委託契約という内容は全て決まっていたのですか。要するに2月1日に口頭でお約束したという中で、今、業務委託契約書を私たちにいただいて、これ7月11日の契約だということですから、2月1日時点で、もう全てこの内容が決まっていたかという質問でございます。

○証人（石田義廣君） 2月から7月までおよそ半年近くかかっておりますが、その時点で7月を想起しまして考えてきたことを、2月の時点で考えたことを書類であらわしたということでもあります。

○委員長（瀧口義雄君） 2月1日で7月11日の契約書類と同じものが全て決まっていたということによろしいんですね。

○証人（石田義廣君） はい。

○委員長（瀧口義雄君） 次に、2月1日は元一等書記官との口頭の約束という話によろしいですか。

○証人（石田義廣君） 何度か申し上げておりますが、NPO法人の現実的な、具体的な行動者、代表者として、元書記官アレハンドロ・バサーニェス氏がなっておりましたので、この口頭でございますが、代表の委任を受けてこのような契約をするということです。

○委員長（瀧口義雄君） ということは、2月1日には、プレ・テキストという法人の代表としての口頭の契約という認識ですか。

○証人（石田義廣君） はい、そのとおりです。

○委員長（瀧口義雄君） 要するに個人ではないと。法人の代表としての、代表は違う人なんですけれども、代表の意を受けて口頭の契約をしたということの意味ですか。

○証人（石田義廣君） はい、そのとおりでございます。

○委員長（瀧口義雄君） 6月13日の会議録を局長、読んでいただくように。

○事務局長（吉野信次君） それでは読ませさせていただきます。

町長は先ほどの提起を見ますけれども、代表者は元メキシコ大使館におりました文化担当官、一等書記官の方でございます。委員長が他の団体、団体と言いましたら団体でということでお答えを、質問したところ、町長が動くということでございますということでお答えしております。

今後事業に関する動きということで、メキシコの方が3名、日本人が3名、6名で行っておりますということ、一旦答えられております。

その後、この事業に関する報告ということでお願いしてございます。ということで、これまで原案とかそういうものは出しておりません。書類上はしかしながらお話の中で合意という中での契約。一般的には書類上の契約と考えますが、話の上での合意ということで、それが一つの契約行為に当たると考えておりますというお答えで載っております。

その他、この募集内容については、先ほど申し上げましたグループの皆さんに協力をお願いしたということでございます。そして先ほど前任者からありました、かなり長期間にわたりま

すので内容的にはボランティア要素が強いということで、終わった段階で幾分かの謝礼は出していたということを行っておりますということの答えをしております。

その後、今お願いしているのは委員のご要望でございます。そして、代表が元一等書記官で今まで経験豊富ということで、人柄も素晴らしいということでお願いしております。委託をするという話ではありません。協力をお願いしている委託契約書というものは存在しておりませんというようなお答えを、続けてしているというような形でございます。

以上です。

○委員長（瀧口義雄君） という答弁が6月13日でございます。全く相反する形なんですけれども。それはそれでよろしいんですか。

○証人（石田義廣君） このことにつきましては、以前も答弁してございますが、口頭による約束ということをしたということ。緊急質問ということでございましたので、私もいろんな内容的にいろいろ答えたと思えますけれども、今、委員長が言われました片方だけじゃなくて、私は口頭でのお約束をしていますよということを、これで言うつもりです。

○委員長（瀧口義雄君） 法人ではなくて個人の元書記官ではないんですか。プレ・テキストとか法人とか、一切出ておりません。私たちがこの法人のお名前を知ったのは、7月の下旬の石田町長さんが議長宛てに出された報告書の中に、初めてプレ・テキストという名前が出てきております。

町長さんご自身が6月の、今、事務局長が読み上げた答弁をしております。業務委託契約はないと答弁しております。

○証人（石田義廣君） 6月の議会で、確かに私は法人の名前は出しておらないと思えますが、先ほども少し触れましたけれども、この事業につきましては長い間、担当官としては4回も経験した流れのことでございまして、このような仕事、業務をしていくということは、全体で当初から、第1回目から非常に素晴らしい、誇り高い事業になるという認識がある中での話でございまして、ただ、その時点で、6月の時点では、あるいはその前には法人の名前を出してございせんけれども、認識としてはそのように代表、バサーニェスさんが代表者の任を受けていろんなどころと進めますという認識でございます。

○委員長（瀧口義雄君） そうしますと、定例議会の答弁と全く違うという認識ですね。

○証人（石田義廣君） 全く違うということではありません。今申し上げましたように、口頭での約束をしましたと、私はそのときに述べております。

○委員長（瀧口義雄君） 口頭での約束は、元書記官という個人ではないでしょうか。プレ・

テキストスというのとか法人とかいうのは、7月の下旬に議長宛てに出した報告書に出てきたということ。業務委託契約はないという答弁もございました。これはこれ以上言っても平行線になると思いますけれども、私たちの認識は、個人の元書記官にグループでお願いしたという、6月の定例会のことではないかなと思っております。

次に進みます。

ゼロ円の契約書が存在するという中で、ゼロ円の契約書はあるのでしょうか。これゼロ円です。

先ほども言いました、普通地方公共団体でゼロ円の契約書というものはあるのでしょうか。また、全国の都道府県、あるいは地方公共団体に事例があるのでしょうか。

○証人（石田義廣君） 同じようなことをこれまで何回か申し上げておりますが、それは全くあると思います。

1点申し上げさせていただきます。この調査委員会というのは、民事訴訟規則にのっとって行われているはずなんです、既にいたした質問とか重複する質問は避けるというものです。避けたほうが良いというようなことになっておりますので、その辺はご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（瀧口義雄君） それは委員長としてお答えします。

前回とまた今回、また前々回と答弁がというより、説明のときに食い違ってきておりますので、再度聞いておるといのが現状で、一貫して質問の範囲で答えていただければ、それは済む話です。例えば交金の話にしても、交金であるとか交金でないとか、いろいろと話が飛んでいます。例えば契約日にしても、初回のときは2月1日で確定した、今度は7月11日と、そういう形になっております。

どっちをとったらいのかわからない現状ですからこの質問。一貫して2月1日と、契約日は言っていたら、その質問はないです。また次に7月11日です。今日も交金ではないという言い方をして、前は交金だと、交金にもいろいろあると。いろいろと推移していますから、私たちは判断に迷うわけです。だから再度の質問が委員の皆さんから出てくるわけです。

以上です。

で、ゼロ円の契約書があるという、御宿町の例を、このほかに示していただければと思います。あと全国的な事例があったら教えていただきたいと思っております。

○証人（石田義廣君） その内容については現在持ち合わせておりません。

○委員長（瀧口義雄君） そうでしたら、持ち合わせた時点で議長のほうへ報告をください。

よろしいですか。議長のほうへご報告いただけますか。

○証人（石田義廣君） 持ち合わせた時点でということで。はい、わかりました。

○委員長（瀧口義雄君） それとあと、業務委託料がゼロということですが、私たちは本来、2,650ドルだけに、10人がサインという考えでおりますけれども、それは考えの違いでございます。

そういう中で、町長ご自身の提案された平成30年度御宿町一般会計予算に、雑入18万円が記載されております。本プログラムが御宿町の事業であるから、町の収入であり、業務委託料はゼロ円ではあり得ないのではないですか。雑入で18万円入っております。それは町長さんご自身が予算提案者でございますので。書類見せましょうか。

会計予算見せてあげてください。ちょっと待ってください。現物があります。

○証人（石田義廣君） これは前にも申し上げてございますが、かねてからこれまでの経験の中で登録費として掲載されておる内容でございまして、これは参加費の一部として今までずっと理解がされておりました。そういう中で、委託費、委託料、一般に言う委託料というのは、何と申しますか、その事業を行うのに幾ら幾らを委託するということであって、この内容につきましては、参加料のうちの歳入に今までずっと見込んできたということでございます。

そういうことで、この参加料の内容については、業務委託の中で現地で交渉されている内容でございますので、そういうふうに理解してございます。

○委員長（瀧口義雄君） そういうおっしゃるとおりだと思います。参加料として2,650ドル集めるという中で、そこに御宿町では参加料という形でやっていますけれども、現実というよりは、これは石田町長さんご自身がつくったホームページでございまして。それには登録料という、同じものが名前が違っておりますので、そういう中で、18万円、1万8,000円掛ける10人が計上されておられます。おっしゃるとおりでございます。

そういう中で、それだったらこれはまず歳入、町長さんご自身が書いてありますので、歳入があったら業務委託費、委託料に含まれるのではないですか。町の歳入もここで使っているという話になるんですか。あなた自身が全部サインしているものでございます。

○証人（石田義廣君） この内容につきましては、削除されておりますと思いますが、いかがですか。

○委員長（瀧口義雄君） 3月20日の時点で削除されております。

で、事業は御宿町の事業として継続されている。同じホームページで5月10日に学生は入金終わっております。それはそのままホームページは変わりません。石田町長さんのお名前で募

集して、応募して、お支払いいただきます。当然そのお金のそういう利用で使われるという認識で、納めた学生と話しておりませんが、そういう募集要項になっております。

これは町の事業ではなくて、石田町長さんではなくて、石田さん個人のものだったら全く関係ありませんけれども、町の業務だということであれば、その募集要項も町の募集要項というものが生きております。で、聞いておるんです。

同じ金額を、先ほど千葉工業大学にも要請して、理事長は快諾したという話も聞いております。その3回を見て同じ値段でございますので、町長さん自身が契約したと。これもそういう形で、ホームページではそのまま残っているんですけどか。2,850 U S ドルの中に当然それも含まれているということで、質問させていただきました。

○証人（石田義廣君） さっきのところは、最低予算を参加料の中から受け入れていますから、再募集ができないということは私の認識です。

○委員長（瀧口義雄君） そうしましたら、その18万円、1人1万8,000円分は、これは減額なされたんですか。学生から募集する中の費用に含まれておりました。それはどこに行ったんでしょうか。

○証人（石田義廣君） この内容につきましては、先ほども申し上げました業務委託契約の中の業務に使われるということでございます。もともと参加料の一部ということでございますので、有効に現地において使っていただいたということでございます。

○委員長（瀧口義雄君） それは目的外に使用したということを確認ということでございますね。

○証人（石田義廣君） 3月の時点で予算は削除されています。目的がもう予算はなくなっているんです。目的外使用は考えられません。

○委員長（瀧口義雄君） 募集要項は存在しておりますけれども、石田町長さんの名前で。それでお金を集めているんですよ。そこに整合性がとれないんで質問しております。

○証人（石田義廣君） 参加料の一部として有効に使われました。町予算は削除されておりますが、町に予算を入れておったと思いますので、もともとの目的がある予算からの一部として、いろいろな面で有効に使ったということです。

○委員長（瀧口義雄君） 有効に使ったということで、目的外に使ったということと認識しております。

次に移ります。

8月20日、千葉工業大学瀬戸熊理事長の証人尋問で、執行権があるから町長ができますとい

うことであったので、それを聞いた私、私とは理事長のことです。私はそうであるならお受けいたしましたということでございますと答弁しています。この答弁に間違いありませんか。

○証人（石田義廣君） はい、間違いございません。

○委員長（瀧口義雄君） 認めますね。

○証人（石田義廣君） はい。

○委員長（瀧口義雄君） いつ理事長にご説明なさいましたか。

○証人（石田義廣君） 何度か理事長さんにはお会いしています。2度、3度と。最終的にお互いの理解の中で承諾といいますか、納得しましたのは、5月11日でございます。

○委員長（瀧口義雄君） 証人のいう執行権とは何ですか。理事長はそうお答えになっていません。

○証人（石田義廣君） 細かくは申し上げませんが、自治法によって二元代表制の中で長の執行権なるものが、いろいろな権利といいますか、専権事項がありますので、そのようなことを執行する権利と考えております。

○委員長（瀧口義雄君） 町長の付与された権限で、それを執行権という形でできるということでございます。

予算削除の事業のどこに執行権があるんでしょうか。

○証人（石田義廣君） この件につきましても、これまでに何度となく言っております。

このたびは予算は削除され、動議によって削除されておりますけれども、私はこの事業自体は否決をされておらないと考えておまして、この事業を執行させていくということです。

○委員長（瀧口義雄君） 執行権が、今あるという証人自身、町長さんご自身のご答弁でございます。予算削除の事業の執行権があると判断したということによろしいですかね。

○証人（石田義廣君） はい。

○委員長（瀧口義雄君） その判断の根拠を教えてくださいませんか。

○証人（石田義廣君） これも以前答弁してございますが、自治法138条があると。議会の議決においては可決も否決もあるという中で、削除というような形としては の否決とことになっておりますが、そういう中で、この事業の重要性を鑑みて、この議決を受けまして執行していくということでございます。

○委員長（瀧口義雄君） それは、138条の2だと思いますけれども、前段が全て飛んでおりますね。自らの判断と責任においては確かにありますけれども、それには附帯条件、前文がついておりますけれども、前文が全て抜けております。前文を受けて後半の判断ではないかなと

思っております。

私は、その関連の条例の云々をここでやりとりする気はございません。そういう場所でもございません。ただ、前文を全く吹き飛ばしてるということは事実でございますので、それはお伝えしておきます。

次に移ります。

6月14日の新聞報道です。弁護士と相談して、これ顧問弁護士です。相談して主催ができると判断した。これを報道関係に言ったことは間違いありませんか。6月14日の新聞報道です。弁護士、顧問弁護士ですね。と、相談して主催ができると判断した。この記事に間違いございませんか。これは記事をそっくり抜いたものです。

○証人（石田義廣君） はい、間違いありません。

○委員長（瀧口義雄君） 町の顧問弁護士に相談したときの見解を教えてくださいませんか。報道のほうに答えている根拠として、どういう見解があったのか教えてくださいませんか。

○証人（石田義廣君） 先ほどの内容にも少し関係しますが、今も述べたとおり、主催するということは法的な概念ではないということでございます。これは顧問弁護士さんもそういうふうにおっしゃっていました。

そういう中で、予算が削除されましたが、費目主義ということで、いろんな職員の行動は可能だというような、私は理解を得て、そういう中で、予算については千葉工業大学さんに大きなご援助をいただきましたけれども、そういう中で主催するということは可能であると考えておると、こういったわけでございます。

○委員長（瀧口義雄君） 弁護士さんがそういうご意見を述べたと。それで報道陣に今申し上げたような形で、弁護士と相談した、主催はできると判断したということの解釈でよろしいんですか。もし私の言っているのが間違ったら訂正していただけますか。

○証人（石田義廣君） 繰り返しますけれども、弁護士さんとそのようなお話をしまして、そういう中で、私はそれだったらこの事業はできるという、私の判断で行ったわけでございます。

○委員長（瀧口義雄君） ちょっと理由の答えが違って来たんですけども、自分の判断ですか。それとも弁護士の見解、意見でできると判断したんですか。

○証人（石田義廣君） 弁護士の方は専門家でございますから、大いに参考にさせていただいて、私自身もいろいろ研究した中で、できると考えたということでございます。

○委員長（瀧口義雄君） 次に移ります。

証人尋問で同席した弁護士は、証人ご自身が個人的に依頼した弁護士ですか。そこへ座った、今日は欠席でございますけれども。

○証人（石田義廣君） はい、私がお願いした弁護士さんでございます。

○委員長（瀧口義雄君） その経費の支払いは証人個人のご負担ということでよろしいですか。

○証人（石田義廣君） はい、そのとおりでございます。

○委員長（瀧口義雄君） これで私の質問は終わります。

次に、滝口委員から質問を求められていますので、許可いたします。

滝口委員、どうぞ。

○委員（滝口一浩君） では、委員長の許可が出ましたので、質問をさせていただきます。

前回の証人尋問で保留となっていたことについてお聞きします。

御宿町普通地方公共団体、都道府県市区町村で専決を除いて予算のない事業を実施した点が過去にありますでしょうか。

○証人（石田義廣君） 今予算のないとおっしゃいましたけれども、前回の委員会で、ゼロ予算事業というような表現がございましたけれども、インターネットで調べてみますと、かなりのゼロ予算事業を検出されています。

○委員（滝口一浩君） よろしいですか、そういうことで。

○証人（石田義廣君） はい。

○委員（滝口一浩君） では次に行きます。

学生募集ホームページはいつ誰が作成したのでしょうか。

○証人（石田義廣君） 前回申し上げましたが、中心的にはバサーニェスさんが中心となって行ったということでございまして、関係スタッフ等で行ったということです。

○委員（滝口一浩君） もう一つ、前回保留になっていました作成費は幾らですか。

○証人（石田義廣君） 作成費は、この前ちょっとホームページのほうに更新費と作成費ということで、混同しているような感じがあったのではないかと思います。そういう意味で、前回を経て確認いたしました、ホームページの更新費に100ドルということでございまして、作成費については提出をさせていただいております、皆様方の業務の内容でございますが、ホームページの作成費は100ドルのほかに別に支払うということです。

○委員（滝口一浩君） その別の支払っている金額をお答えしていただきたいと思います。

○証人（石田義廣君） 先ほどの質問にございましたが、1人の人が業務を行うに当たって、例えばAという人が幾つかいろんな業務をやっておりまして、そういうトータルの中で、この

人件費を支払っておりますので、ホームページ代に幾らということは把握してございません。

○委員（滝口一浩君） ホームページ代に幾らということがないのであれば、ホームページドメインのほか、ポスターとかを含めての総額の金額は出せるのでしょうか。手続等も含めて。

○証人（石田義廣君） 既に提出した資料に掲載をされておりますが、ポスター印刷費としてUSドルで235ドルでございます。ホームページドメインで100ドルとありますが、これは個人ということでございます。

広告費がフェイスブックあるいは新聞掲載、あるいはもう一つ によって設計会社にお支払いしたのは、トータルでUSドルで306ドルになっています。

○委員（滝口一浩君） 報告書によりますと、ホームページの作成はバサーニェス氏本人からお支払いがないのですが、先ほど町長のほうからもありました、何人かに手分けをして、これはつくったということで、その内訳はここには載っていないとの認識でよろしいのでしょうか。

○証人（石田義廣君） この資料については、各ホームページ作成に多くの人がかかわったような報告がなされておりましたが、ホームページ作成についての内容については、バサーニェスさんの比率がございまして、ご本人がお一人ではなくて、何名かで作成したということをお伺っております。

○委員（滝口一浩君） 先ほども少し触れましたがホームページドメインについて、証人はいつ更新を指示したのかについてお答えください。

○証人（石田義廣君） 更新は2月17日でございます、その一両日前に私がお願いしたと考えています。

○委員長（瀧口義雄君） すみません、その更新の100ドルというのはいつお支払いになって、原資は何なんのでしょうか。100ドルと今おっしゃいましたよね。どこの費用、原資、何が、振り込みか現金か知りませんが、そこが報告書には抜けておりますね。

○委員（滝口一浩君） このホームページの更新料金につきましては、この3か年の中から支出されておりますが、その内容については、支払いの領収証の内容について、資料に記録されていると思います。

○委員長（瀧口義雄君） 2月17日は参加料はまだ納付されていませんよ。

○証人（石田義廣君） 支出はそうでありますけれども、その時期といいますか、支払いはずっと後になってからでございます。

○委員長（瀧口義雄君） だからその支払いはいつなされたのでしょうか。

30年2月17日なんですけれども、これ確かに100ドル。じゃあ5月10日以降ということですよ。

か。

今お調べの最中ですが、報告書というのは契約の中で、先ほど申し上げましたように、規則で検査監督が義務づけられています。再度読み上げますから聞いてください。局長。

○事務局長（吉野信次君） それでは、御宿町財務規則の契約の履行のところを読まさせていただきます。第148条、予算執行者は、契約の適正な履行を確保するため、自ら又は職員に命じ、若しくは職員以外の者に委託して、必要な監督をしなければならない。

149条の4項です。検査職員は、前3項の規定による検査の結果、契約の履行に不備があると認めるときは、契約者に必要な措置をとることを求めなければならない。

以上です。

○委員長（瀧口義雄君） というのですが。

もしわからなかったら後日議長に提出してください。わかりますか。

○証人（石田義廣君） ちょっと私、今答弁を訂正させていただきますが、この更新のこのホームページドメインの内容につきましては、更新のときに知らされたんです。これはよく事情を確認はしておりませんが、立てかえ払いで行われたのではないかと。領収証の内容は2月17日になっておりますので、そのように対応いたしました。

○委員長（瀧口義雄君） これはプレ・テキストが立てかえなんですか。当然業務委託契約をしていけばそうなりますけれども。書類にないんです。

○証人（石田義廣君） はい、そのとおりでございます。

○委員長（瀧口義雄君） これはプレ・テキストが立てかえたと。

○証人（石田義廣君） はい、そうです。

○委員長（瀧口義雄君） それでは、同じ時期にタクシー代は個人で支払っていますけれども、この差異は为什么呢。プレ・テキストが支払ったという何かございますか。

○証人（石田義廣君） このホームページドメインの支払ったということについては、既に書類の提出をしてあると思いますが。

○委員長（瀧口義雄君） じゃ次にどうぞ。

○委員（滝口一浩君） 次に移ります。

学生募集ポスターについてですが、これはタニアさんが作成したものだということと、制作費は35ドルですが、これに関しましての原資はどこから来ているのでしょうか。

○証人（石田義廣君） 参加料のほうからでございます。

○委員（滝口一浩君） いつから使用されましたか。

○証人（石田義廣君） 昨日確認をいたしました、ホームページドメインが更新された後に、徐々に配付といたしますか、添付されたということ聞いています。

○委員（滝口一浩君） その内容を確認し、配付の指示をしたということよろしいでしょうか。

○証人（石田義廣君） はい、そのとおりです。

○委員長（瀧口義雄君） そうしますと、参加費の中で支払ったということは、5月10日以降ですか。今お答えになりましたけれども。5月10日に学生は参加費を納入しております。ということは、この支払い日は5月10日以降、いつでございましょうか。

1点申し上げますと、2月25日というのは、まだ参加費は納入されておられませんよね。そういう中で、学生の募集要項で、これを募集費用に使っていいという訂正も修正も、この時点ではなされておられませんけれども。使っちゃった後にそういう訂正がなされておるんですけども、この件をあわせてご答弁願います。

○証人（石田義廣君） ポスターの作成につきましては、2月25日になっております。そして、このホームページドメインが更新された後に、ポスターを張り出しに動いたということであります。

そのようなことで、この途中といたしますか、後になって一部ホームページが訂正されましたが、そのことにつきましては、ここで申し上げさせていただきます。前回の11月26日に、この変更等について、私が現地を担当した方が、バサーニェスさんが学生の方たちに、変更の関係を伝えたというような答弁をいたしました、その前に、学生には伝えていないというようなことがございました。

それを先日確認いたしました、当初6月の時点で私が答弁、6月の答弁がそのとおりでございまして、要するに認識としまして、参加料との内訳といたしますか、内容は旅行会社が募集するようにしても、そのことを何々に使うというような、一般的には報告に掲載しないということで、そのような説明は省かせていただいたという中で、しかしながら2,650ドルの支払いは、いろいろなこのようなサービスはかけられるということは十分に説明したということでございます。

○委員長（瀧口義雄君） すみません、今の質問、滝口委員の質問に答えていないんですけれども。

制作費は原資はどこで、いつお支払いになったのかという質問でございます。そちらのほうへ飛んでいっちゃったんですけれども。滝口委員の質問は、235ドルの原資はどこで、いつ、

という形でお支払いになったのかという質問でございます。

○証人（石田義廣君） この領収証が配付されていると思いますが、2月25日となっております。と思います。

○委員長（瀧口義雄君） 再度申し上げます。

瀧口委員の質問は、原資はどこで、という形でお支払いになったのか。原資が、まだお金がありませんので。

○証人（石田義廣君） これは といえますか、原資が要ることですから、立てかえしてお支払いされたと考えております。

○委員長（瀧口義雄君） 考えておるんじゃないくて、ここは確定してもらいたいんです。

○証人（石田義廣君） 領収証に書かれておりますので、そのようであると思います。

○委員（滝口一浩君） 先に答えられたところもあると思うんですけども、次に、フェイスブックときの掲載ですが、これはバサーニェス氏がつくったものと、制作費は5ドル。これをいつから掲載されたのかということが載っておりますが、いつからでしょうか。

○証人（石田義廣君） フェイスブックはですね、2月13日から掲載したと報告を受けております。

以上です。

○委員（滝口一浩君） 証人はその内容をその時点で確認し、掲載の指示をされましたか。

○証人（石田義廣君） この時点で何度かのメールのやりとりがございまして、確認し、後に指示をしたということです。

○委員（滝口一浩君） 次に、先ほど出ましたが、質問しているほうがちょっと混乱があって聞きましたが、学生募集のホームページの訂正はいつしたのか、関係者にどのように周知したのか、正確にお答えください。

○証人（石田義廣君） 訂正指定がありましたのは6月21日でございます。訂正した内容につきまして、学生に連絡したというような、バサーニェスさんが連絡したということについては、前回の11月26日に、私はそのような答弁をいたしました。6月に各学生には連絡しなかったというような答弁を、後ほど確認しました。私も確認しましたので、ご本人に確認したところご自身としては学生には連絡していないという回答をいただいております。

○委員（滝口一浩君） 確定でよろしいですか。

○委員長（瀧口義雄君） 何を訂正したのかということと、その訂正の理由は何、公表はしていないということなので、1問ずついった方がよろしいと思います。

○証人（石田義廣君） ちょっと今資料、どこかにあるんですけども、前の答弁をさせていただいておりますが、要するに、当時のホームページの内容につきましては、現地での、つまり日本に来てからのホームステイの費用とか、あるいは国内の移動の交通費とか、あるいは講習を受ける、日本語の講習等を受ける費用、そういうものが2,650ドルの中に含まれているというような表現になっておりました。そのことにつきましては、そのときもご説明しましたが、ご当人においてはこの2,650ドルを支払えば、全体的なそういうサービスは受けられるという意味で掲載したんですが、どう見てもそのまま読み取るとやはり誤解を招くと。間違いとなるということで、その部分を訂正させていただきまして、そういった今申し上げました費用については、日本側といいますか、スポンサー側で支出します。手当てしますというような内容で、2,650ドルの中には航空運賃と手数料などというような表現になっていると思います。

○委員（滝口一浩君） 今訂正した訂正理由は答えられましたが、そうしましたら、これをどのように公表したのか。その辺はどうでしょうか。

○証人（石田義廣君） これも以前お答えしてございますが、ホームページに掲載してということでございます。

○委員（滝口一浩君） 学生募集のホームページの掲載中止はいつごろでしたか。

○証人（石田義廣君） この件も先日、前回確認ということでいただいておりますので確認いたしましたところ、8月1日に事業が完了しております。そういう中で、その直後ということをお伺っております。

○委員長（瀧口義雄君） 最後にちょっと確認なんですけれども、今、ホームページで訂正を公表したと言いましたけれども、いつ公表なさいましたか。

○証人（石田義廣君） ホームページに掲載したのが6月21日で、8月の初旬までそのように掲載しておったと報告を受けております。

○委員長（瀧口義雄君） うちのほうでは確認できないんですけども。その訂正を公表したというものが。ずっと載っておりましたけれども、確認して新規のこれこれこれは削除という形という、値段載ってらっしゃいますか。

○証人（石田義廣君） そのように報告を受けているということでございますので、しかしながら、今委員長さんがおっしゃいました、そういう実現が出ていますよということはお伝えしてございますので、それについて匹敵するような内容だったらお使いくださいとは言っておるはずです。

○委員長（瀧口義雄君） そうしましたら、これも議長にホームページをいつからいつまで訂

正したものが載っていると、啓発のそうした手法を言いましたから、6月21日から8月1日までの訂正のホームページ上のわかる形で議長に提出してください。

○委員（滝口一浩君） 先に行きます。

外務省の後援申請書は誰が作成したのでしょうか。

○証人（石田義廣君） 原案のようなものは私が作成しまして、提出の前に担当者といろいろ打ち合わせて作成いたしました。

○委員（滝口一浩君） 担当者のお名前は答えられますか。

○証人（石田義廣君） 担当課長であります。

○委員（滝口一浩君） 担当課長とおっしゃると、所管はどこですか。この事業に対してですか。

○証人（石田義廣君） 産業観光課でございます。

○委員（滝口一浩君） 次に行きます。

外務省に申請した日付はいつですか。

○委員長（瀧口義雄君） 尋問の途中ですけれども、1時間経ちましたので、トイレ休憩を10分ぐらい見たいと思いますので。

2時10分から始めますので。

（午後 2時02分）

○委員長（瀧口義雄君） それでは会議を始めます。

（午後 2時11分）

○委員長（瀧口義雄君） 滝口委員、どうぞ。

○委員（滝口一浩君） 引き続き質問をいたします。

外務省に申請した日付はいつでしょうか。

○証人（石田義廣君） 平成30年6月21日になります。

○委員（滝口一浩君） 申請書類に押印されている印鑑はどのような種類のものですか。

○証人（石田義廣君） 職印でございます。

○委員（滝口一浩君） この印鑑を誰が押しましたか。

○証人（石田義廣君） 私自身が押しました。

○委員（滝口一浩君） 外務省からの申請結果を教えてください。

○証人（石田義廣君） 文章上、平成30年9月29日に外務大臣から、外務省名等の利用許可ということまでいただいております。

○委員（滝口一浩君） 千葉県申請書、申請結果について教えてください。

○証人（石田義廣君） 千葉県につきましては、これらの日程のかなり前に、これは文章ではございませんけれども、なかなか特別委員会が、百条委員会が設置されたという中で、なかなか申請が、あるいは結果ということについては受け入れがたいというような、私に直接ではございませんけれども、そういう情報が来ておりましたので、申請等は控えさせていただきました。

○委員（滝口一浩君） 次に行きます。

本プログラムの日程は誰が作成したのですか。

○証人（石田義廣君） 日程原案は、先ほどから言われておりますアレハンドロ・バサーニェスさんです。

○委員（滝口一浩君） 日程の決定をするために、日本語講師、日本文化講師と交渉したのはどなたでしょうか。

○証人（石田義廣君） 日本語の講師といろいろなお話し合いを持つとか、そういう件につきましては、千葉工業大学さんをお願いいたしました。

○委員（滝口一浩君） 本プログラム日程の実施責任者はどなたでしょうか。

○証人（石田義廣君） 御宿町長であると思います。

○委員（滝口一浩君） 本プログラムの日程の中で、石田町長が出席したものを教えてください。

○証人（石田義廣君） 申し上げます。

まず、7月2日に学生の皆さんが来庁されました。歓迎レセプションを千葉工業大学の研修センターで行いました。出席をいたしました。

翌日、私が研修センターを訪れまして、この歴史について、日本とメキシコの歴史、御宿とメキシコの歴史について、学生の皆さんに1時間足らずではあると思いますが、お話をさせていただきました。

そして、5日の日、上布施コミュニティセンターで文化体験としてそば打ちを行いました、わずかの時間ですけれども、皆さんが文化を体験している状況を垣間見ることをいたしました。

そして、6日の日に、やはり研修センターで書道が行われましたけれども、書道にかかわる文化体験が行われましたけれども、短時間でありましたけれども、のぞかせていただきました。

そして、7日の日に、町内にございますすばらしい数寄屋づくりのお屋敷でございますが、そこの見学をさせていただいたときに同行をいたしました。

そして、8日の日に、一部ではございますが、黒沼先生と日本歴史ということで多くの学生の皆様がそれをしたので、そのときにも顔を出しました。

そして、10日の夕方ですが、初めから終わりまでではございませんが、バーベキュー大会が研修センターで行われまして、少しのぞかせていただきました。

以上でございます。

○委員（滝口一浩君） 次に行きます。

本プログラム認定中、参加学生のお世話をしたのはどなたでしょうか。

○証人（石田義廣君） 千葉工業大学の皆様方でやっていただきました。

○委員（滝口一浩君） ホームステイ先は誰が募集したのですか。

○証人（石田義廣君） ホームステイの皆様方をお願いした文章については、私の町長名でいたしました。これは、前回といたしますか、以前お話がございましたが、名簿等の情報については、一部が町のほうから、私のほうから千葉工業大学に情報を出してお願いしてもらったということなんです。

○委員（滝口一浩君） ホストファミリー候補者、どのぐらいの方にこれを書いたんでしょうか。

○証人（石田義廣君） 正確な数は把握しておりませんが、実際にホストファミリーとしてご参加いただいた方は10名ございました。そういう中で、プラスあと二、三名ないしは三、四名ぐらいの方々にお話をされたんじゃないかなと考えています。

○委員（滝口一浩君） ホストファミリー候補者の名簿は誰が管理しているのでしょうか。

○証人（石田義廣君） これは今までの4回の経験の中で、町の事業として3回目、4回目と行っておりますので、私が管理しております。

○委員（滝口一浩君） ホストファミリーへの連絡は誰がしたのですか。

○証人（石田義廣君） ごく一、二名ですかね、私のほうでしたと思いますけれども、主には千葉工業大学の方にやっていただきました。

○委員（滝口一浩君） 次に行きます。

7月2日に千葉工業大学御宿研修センターで学生の歓迎レセプションが行われたと思います。紹介状が出されているのをご存知でしょうか。

○証人（石田義廣君） はい、これは案内は私の名前で実施をしたので、十分に承知しており

ます。

○委員（滝口一浩君） 招待者名簿は誰が作成したのでしょうか。

○証人（石田義廣君） 内容につきましては、それまでの経験の中での名簿を参考にいたしまして、詳細については私と千葉工業大学の皆さんで打ち合わせながら出させていただいたということでございます。

○委員（滝口一浩君） 招待状の宛名は誰が書いたんですか。

○証人（石田義廣君） これについては、千葉工業大学さんでお願いしたと思います。

○委員（滝口一浩君） 切手代は誰が支出したのでしょうか。

○証人（石田義廣君） これは以前もお答えしてございますが、私のほうで一時立てかえて、その後に千葉工業大学よりお支払いいただきでございます。

○委員（滝口一浩君） 切手代の総額はお幾らでしたか。

○証人（石田義廣君） この郵送が3回となっておりますが、今お話にございました一番初めの歓迎レセプションの関係と、千葉工業大学で行った成果発表会の関係と、最後に事業が8月1日に終わっているわけなんです、そのときに礼状を何通かお出ししております、現在私の立てかえと、お支払いいただいている金額は5,546円ということございまして、しかしながら、後でこれ少し時間がたって気がついたんですが、最後の礼状の切手代といいますか、紛失したということで後でわかりまして、これは千葉工業大学さんにお話をしまして、この部分については、それに関する可能な限りの情報をいただきたいというようなことがございまして、それは後になったんです。

○委員（滝口一浩君） 先に行きます。

7月30日に千葉工業大学津田沼校舎で、学生の成果発表会が行われていると思います。招待状が出されているのをご存知ですか。

○証人（石田義廣君） はい、承知しております。

○委員（滝口一浩君） 招待者名簿は誰が作成したのでしょうか。

○証人（石田義廣君） 名簿、また、出されていただきました陣容については協議してございました。

○委員（滝口一浩君） 招待状のラベルは誰が作成したのですか。

○証人（石田義廣君） 千葉工業大学でつくっていただいたものです。

○委員（滝口一浩君） 切手代の支出は先ほどの総額に含まれるということですので、先に行きます。

業務委託契約についてお聞きします。

業務委託契約とホームページの学生募集内容の違いを説明してください。

○証人（石田義廣君） これも以前にお答えしてございますが、詳細ではございませんが、大まかな内容については同じようなものでございます。

○委員（滝口一浩君） では次の質問に行きます。

業務委託契約と要求予算の違いを説明してください。

○証人（石田義廣君） 業務委託契約の内容につきましては、これまでずっといろいろとお話をさせていただいておりますように、内容につきましては参加料2,650円でございますが、予算の要求については、当初予算要求を削除された額からいたしますと、ご案内のように231万8,000円ということでございます。

○委員（滝口一浩君） 次に、ホームページと要求予算の違いを説明してください。

○証人（石田義廣君） 今申し上げましたとおり、要求予算はこれこれこういう額でございます。ホームページに掲載された参加料の内訳は、内容はこのようになってございますということ、これまで何度も申し上げてきております。

○委員（滝口一浩君） 次に、過去2回の証人尋問で間違い、訂正、答弁しないことが起こっております。例えば交金について答弁が二転三転しています。証人が示した業務委託契約書には、本プログラム事業の参加料の徴収が入っており、町が事業主体で取り扱う金銭は公金ではないのでしょうか。

○証人（石田義廣君） これも何度か答弁をさせていただいておりますが、町が募集したから、あるいは町がインターネット等で宣伝したから公金だという、何といたしますか、解釈といたしますか、それは非常に何といたしますか、極端といたしますか、そうではないだろうと思います。

参加料は公金ではありませんということと、やはりそういったお金がしっかりと町サイドに収入された時点で、初めて公金となると考えております。

○委員（滝口一浩君） 公金にはいろいろはないと思うんですが、では、ここの取り扱っている金銭が公金ではないということならば、事業自体から証人個人の私的事業となるのではないかと考えますが、いかがですか。

○証人（石田義廣君） 全くそのように思っておりませんが、やはり参加料としてこの事業を遂行するために大事なことでございますので、皆さんといたしますか、今、皆様方、特別委員会のお考えになっている公金と、私の理解する公金は全く違います。しかしながら、大事なお金でございますので、公金のようにしっかりと大切に丁寧に扱ってくださいということは申し上げ

げております。

○委員（滝口一浩君） ちょっとよくわかりませんが、先に行きます。

本プログラムで最初に動きが発生した事業は何ですか。

○証人（石田義廣君） お金が出たということですか。

○委員（滝口一浩君） お金が出た事実。

○証人（石田義廣君） 具体的には、3月20日に町予算を削除されておりますので、町から支出は具体的にはないということです。そういう中で、参加料が先に出ておりましたとおり、ある時期に徴収されました。そういう中で、その事務を進める上でいろいろな、先ほど申し上げました作業がございました。広告、宣伝、ホームページ、ポスター作成、いろいろありましたけれども、先ほど申し上げました経緯によって、この事業費が賄われていると思います。

○委員（滝口一浩君） そのお金が発生したのはいつごろでしょうか。

○証人（石田義廣君） 業務委託契約が2月1日ごろでございますので、それ以降でございます。

○委員（滝口一浩君） その支払いの原資はどのようなお金でしょうか。

○証人（石田義廣君） 重複いたしますが、参加料の中から支出されているということでございます。

○委員（滝口一浩君） 以上です。

○委員長（瀧口義雄君） この前の質問で、業務委託契約の中で委託料として出したものは公金ではないということで、初回は公金だと。これを訂正か否定なさるということでよろしいんですか。

○証人（石田義廣君） 当時の公金という表現については含みがあったと思いますが、はっきりと公金ということで、皆様方がお聞き取りいただいております中、それは私は訂正いたしません。

私はそのような考えで申し上げたわけじゃないですが、この参加料については公金ではありませんということが私の考えです。

○委員長（瀧口義雄君） 公金ではない、町の委託業務で歳入として取り扱うべき公金ではないということでよろしいんですね。了解しました。

以上で、石田証人に対する尋問は終了いたします。

証人石田さんにおかれましては、長時間誠にありがとうございます。ご退席ください。

（証人退席）

○委員長（瀧口義雄君） 委員の皆さん、ちょっとお待ちください。

続きまして、議題1、証人の出席要求について議題といたします。

本日証人尋問を行いました石田義廣町長につきまして、尋問は終わっておりますので、2月21日証人として出席を求めたいと思います。

意見、質問はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（瀧口義雄君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（瀧口義雄君） 質疑なしと認めます。

議題1につきまして、採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（瀧口義雄君） 異議なしと認め、挙手によって採決を行います。

議題1に賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

○委員長（瀧口義雄君） 全員の賛成です。

次に、議題2、記録提出を求める書類について議題といたします。

記録提出を求める書類につきましては、別添のとおりでございます。

意見、質問ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（瀧口義雄君） 質疑なしと認めます。

議題2につきまして採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（瀧口義雄君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議題2に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○委員長（瀧口義雄君） 全員の賛成です。

本日、出頭を求めた証人に対する尋問及び議題は終了いたしました。

次回委員会は2月21日木曜日、午前10時から証人尋問を行います。その際何かご発言ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎閉会の宣告

○委員長(瀧口義雄君) ご発言がありませんので、以上をもちまして本日の委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(午後 2時37分)